

図3 | 住宅団地コミプラ撤去負担金の一般財源化

### 名張市 「一般会計の下水道への繰入金」と「住宅団地汚水処理施設分担金」のグラフ 「住宅団地コミプラ撤去負担金」



#### 一般会計の下水道への繰入金

下水道などの公共事業は自治体の責務で行うことになっているので一般会計から出金する。



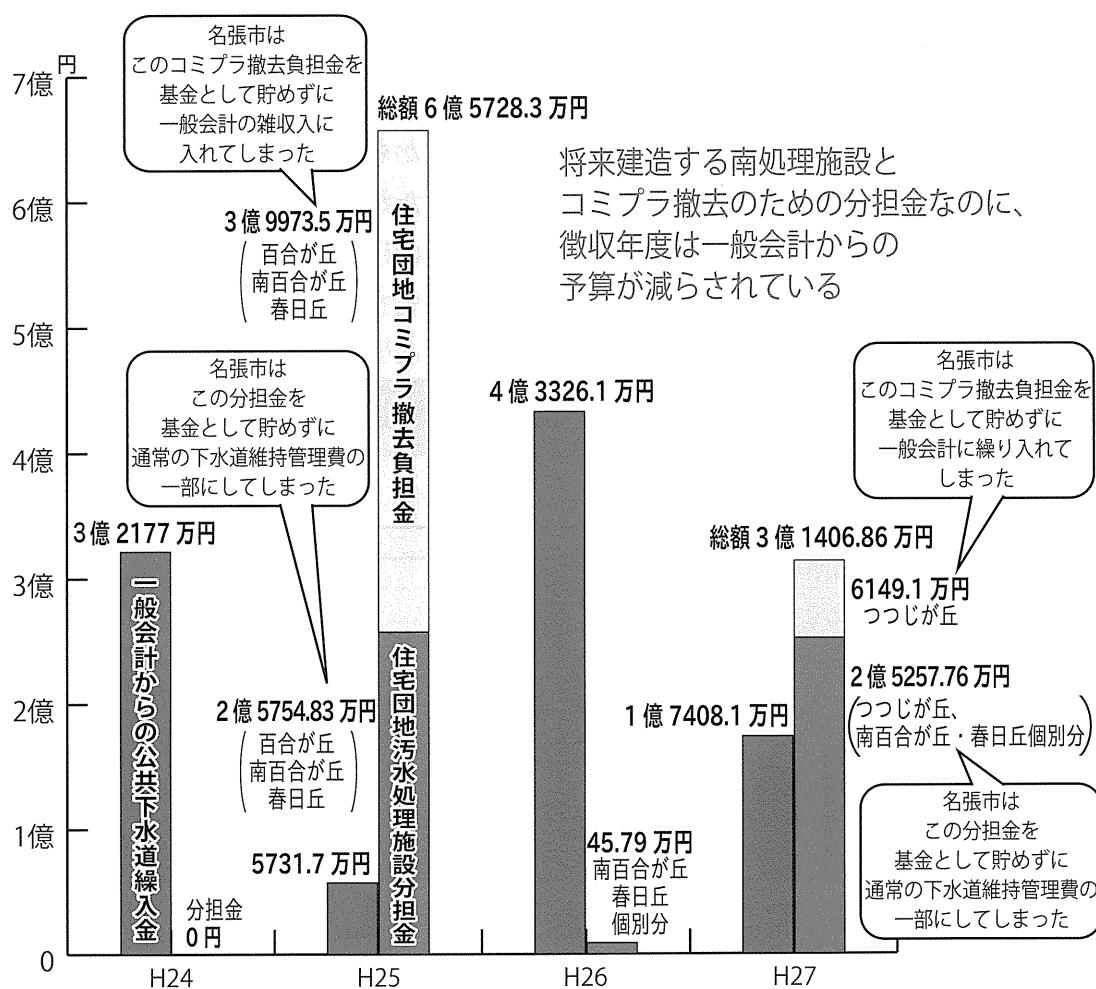
#### 住宅団地汚水処理施設分担金

住宅地の汚水処理施設（コミュニティープラント）を市に移管する際に  
将来的には15年後に建造予定の南部処理施設の対象地域の受益者になるとして、  
建造の分担金を市が請求したもの。  
現在は百合が丘・南百合が丘・春日丘地区、つつじが丘地区はコミプラ移管だけで、  
市の処理施設の受益者ではない。



#### 住宅団地コミプラ撤去負担金

将来的に現在のコミプラを撤去する予定として、撤去費用を市が請求した。  
百合が丘・南百合が丘・春日丘地区は開発事業者等が支払ったので新たな住民負担はなかったが、  
つつじが丘地区は開発事業者が負担しなかったため、住民から徴収した。



日本共産党名張市議団作成から引用

## 2 償還能力について

資金繰りの悪化とともに名張市財政を象徴するもう一つの指標は、負債の償還能力です。いま持っている負債を解消する力が問われています。

自治体の負債の大きさについては、これまで次のような指標が用いられてきました。

第一に、「将来にわたる実質的財政負担

割合」です。これは、「地方債現在高 + 債務負担行為に係る翌年度以降支出予定額 - 積立金現在高」を「将来にわたる実質的財政負担額」として分子に置き、「標準財政規模」（標準的な一般財源の大きさ）を分母にして算出しています（下の算式）。

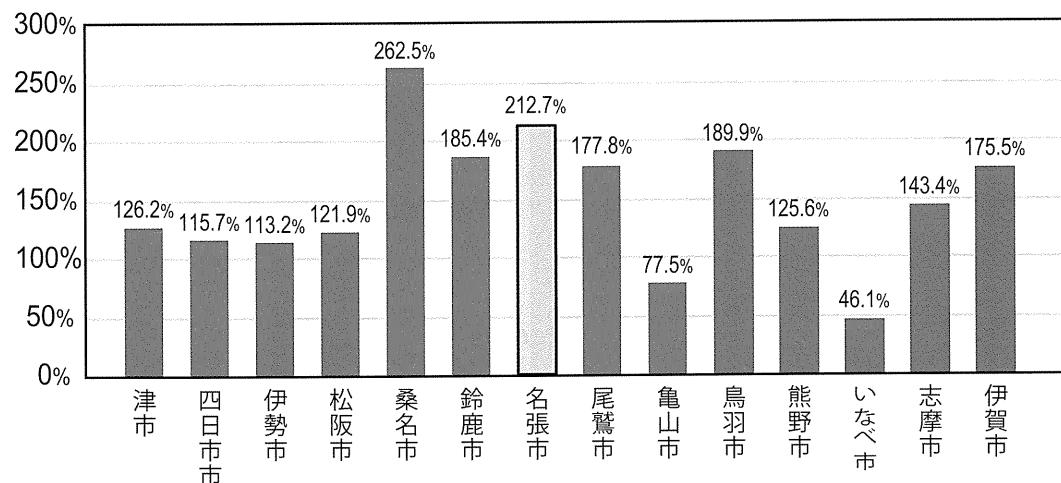
### 将来にわたる実質的財政負担割合

$$= \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為に係る翌年度以降支出予定額} - \text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}}$$

借金や、すでに支払いを約束した負債額が、名張市の標準的一般財源規模の何倍あるかを示したもので、名張市の2015年度の値は分子が335億円、分母158億円で、割合は212.7%、2.127倍です。

この数値はこれまで長く使されてきました。しかも決算カードから簡単に計算できます。ただ残念ながらこの割合は普通会計の範囲内に限定されますので、名張市財政全体を表すものではありません。

図4 三重県内都市・将来にわたる実質的財政負担割合（2015年度）



各市決算カードから筆者作成

図4は三重県内都市と比較したものです。名張市は桑名市に次いで高くなっています。

第二に、将来負担比率です。2009年度に全面施行した地方財政健全化法によって、財政健全化判断比率の一つとして設けられました。特別会計や一部事務組合、地方公

社・第三セクターを含め自治体全体をカバーしています。将来負担比率は、「将来負担総額 - 償還に充当可能な財源」を「純負債額」として分子に置き、「標準財政規模 - 元利償還費のうち交付税措置される額」を分母にして計算します（下の算式）。

#### 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債来現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

名張市の2015年度の将来負担比率は、分子243億円、分母135億円で179.8%でした。分子の内訳は、将来負担額539億円（内訳：一般会計等地方債残高346億円、公営企業債126億円など）、償還可能財源295億円（基準財政需要額算入282億円、

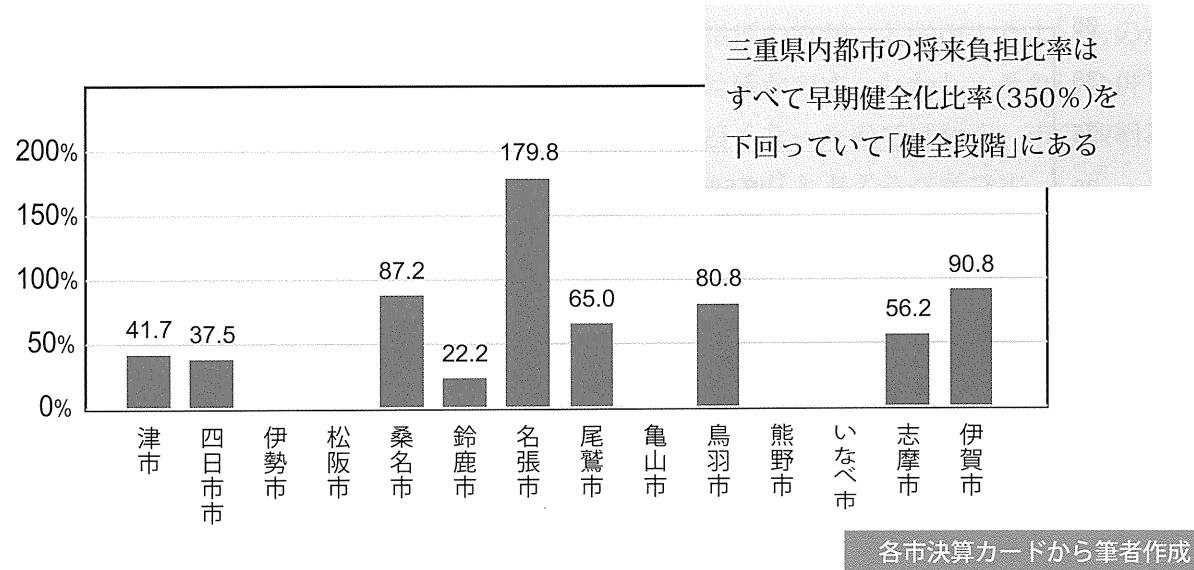
充当可能基金14億円）でした。健全化団体に陥る水準は350%ですから、名張市はこれよりはるかに低く、また年々低下していますから、問題があるというものではありません。ただ、県内ではもっとも高い市です（図5）。

#### 償還可能年数という考え方

以上の二指標は、一方が普通会計ベース、他方が全財政ベースという違いがあります

が、共通しているのは、分母が標準財政規模（自治体の一般財源額）を基本している

図5 | 三重県内都市・将来負担比率



点です。

しかし、最近は「償還可能年数」という指標を算出する自治体が増えています。その基本的な考え方は、分母を標準財政規模ではなく「償還可能財源」にしていることです。一般財源全体と比較して負債額を見るのではなく、負債の償還に使える財源を対象にして償還能力がどの程度あるのか見ようというわけです。

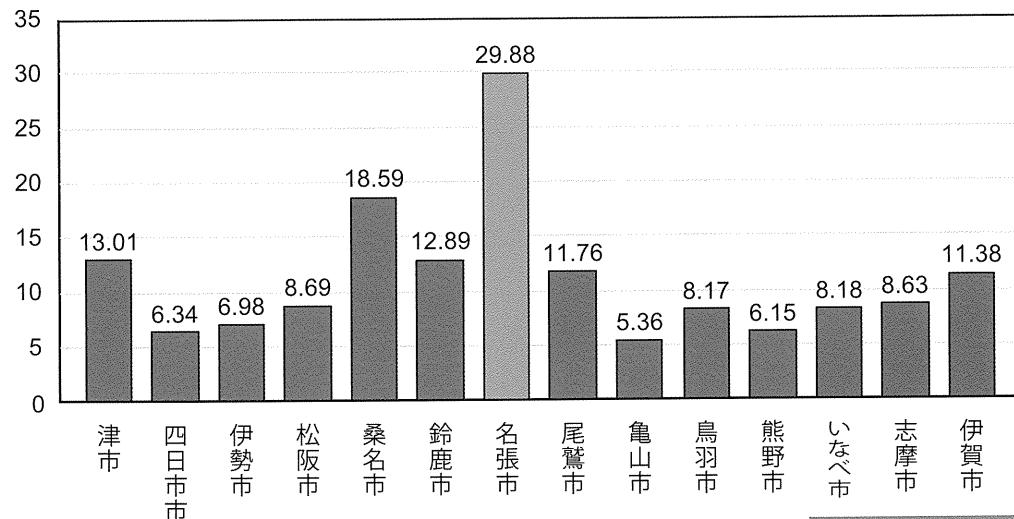
仮に、分子を「将来負担額 - 充當可能基金・特定収入」(純負債額。将来負担比率の算出に使う数値)にし、分母を「経常一般財源等 - 公債費を除く経常経費充當一般財源等」(償還可能財源。決算カードに書かれている数値)にして割り算をしますと償還可能年数が算出されます(下の算式)。

$$\text{償還可能年数} = \frac{\text{純債務 (将来負担額 - 充當可能基金・特定収入)}}{\text{償還可能財源 (経常一般財源等 - 公債費を除く経常経費充當一般財源等)}}$$

この計算で三重県内の都市を比較したのが図6です。名張市は29.88年になります。つまり現在抱えている純負債をすべて償還するためには30年近くを必要とするという意味です。きわめて粗い計算で、正確と

は言えませんが、おおよその傾向は分かります。負債の償還能力という点で名張市はきわめて脆弱だということになります。伊賀市では11年ほどです。

図6 三重県都市・償還可能年数



各市決算カードから筆者作成

## 3

# 名張市の財政を健全化するために

自治体なのですから当たり前のことですが、名張市も厳しい財政状況にあっても、さまざまな公共サービスを提供しています。しかし、同時に財政運営のやり方や予算の使い道についてさまざまな批判もあります。

名張市財政は、資金繰りの面でも負債償還の面でも、決して良くはありません。その打開策として市民向け公共サービスの削

減、経費効率化を主目的にした縮小型行革、自治体リストラを進め、他方で市民負担を増大させています。また最近では水道会計や基金からの大量借入れといった不透明な財政運営を続けています。

名張市が陥っている苦しい財政状況は包み隠さず市民に情報開示し、ともに解決する姿勢が必要ではないかと考えます。

## 合併しなかったから財政が厳しいというのは誤解

「名張市財政が厳しいのは合併しなかったからだ」という意見がありますが、これは誤解です。合併すれば、合併算定替という特例措置で地方交付税が減らないというのが理由です。しかしこの特例の意味は、合併後10年の期間中は、地方交付税の計算を合併前の方法ですることであって、合併してもしなくても変わりません。10年が過ぎれば減っていきます。平成の大合併期に合併した自治体は、今その減少過程に入っています。そこで合併した市町村は「合併算定替終了に伴う財政対策連絡会協議会」を組織して、財政支援措置を国に要求せざるを得なくなっています。

お隣の伊賀市は2004（平成16）年11月に6市町村が合併して誕生しました。合併算定替の特例は2014年度末で終了しま

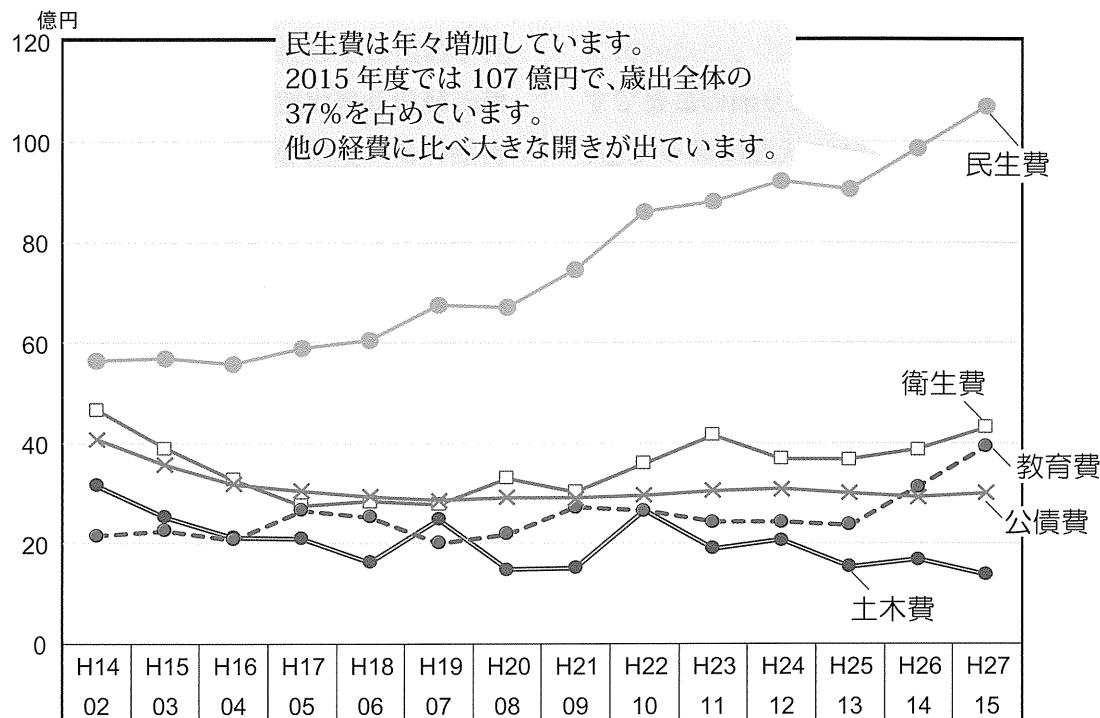
した。合併の際、伊賀市は旧市町村の職員と施設をすべて引き継ぎました。そのため人件費や物件費が減りませんでした。合併後、伊賀市は引き継いだ公共施設を再配置する作業を進めています。伊賀市は新しい財政課題に直面しているわけです。伊賀市の財政指標の方が、名張市よりよいものがあるのは確かです。しかし、それは合併したから良くなったのではなく、市の取組みによるものだと考えるべきです。

いなべ市は2003年12月に県内で最も早く4町合併を成し遂げました。合併時には「サービスは高い町に、負担は軽い町に合わせる」ということで出発しました。しかし、この10年間に、国民健康保険料、上下水道料金、保育料など市民生活に關係の深い公共料金がすべて引き上げられました。

このように合併しなかったから財政が厳しいとか、合併すれば財政運営は楽になるなどというのはまったくの勘違いです。合

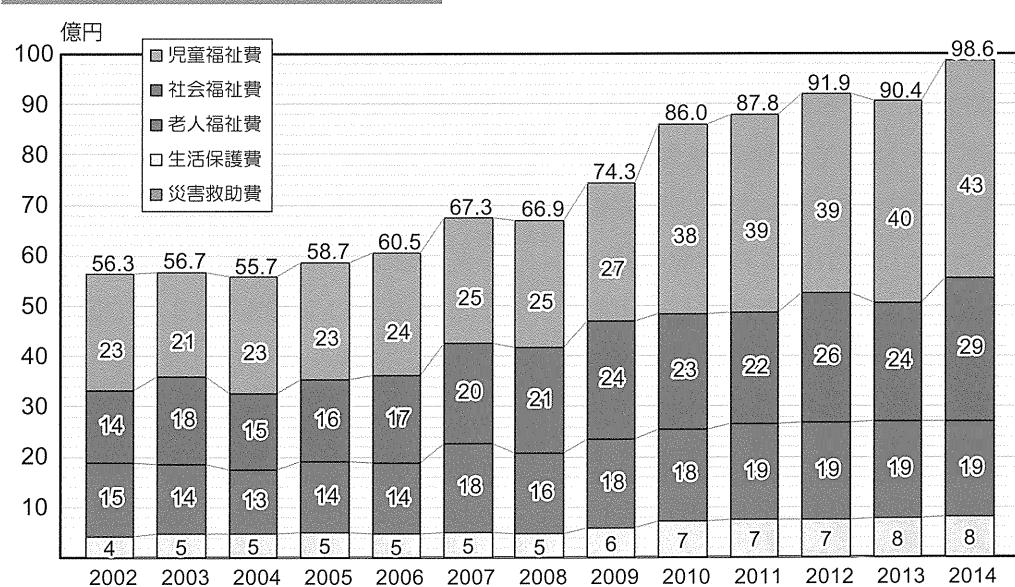
併してもしなくとも、その自治体がどのような財政運営を進めるのかが、肝心だと考えるべきではないでしょうか。

図7 | 民生費が増えています



名張市決算カードから筆者作成

図8 | 子どもの福祉費が増えています



名張市決算カードから筆者作成

## 名張市の良さを活かして住民を大切にする市政をつくる

名張市は高度成長期に成長した典型的な住宅都市です。関西との結びつきもあって高度成長期には働き盛りの住民がたくさん住み、人口が増加し、豊かな財源をもたらした成長型都市でした。しかし、現在では多くの市民はリタイヤし、一日の多くの時間を市内で過ごす定住者となりました。名張市は、成長都市から成熟都市に地域社会

が変化しつつあり、それにともなって名張市財政の姿も変わっています。かつてのように税収が大きく伸びることはなく、一方で市の福祉サービスの受給者となった市民も少なくありません。少子高齢化は民生費の重要性、必要性を高めています。図7、図8は市財政がどこに重点を充てるべきかを示しているとも言えます。

## さいごに

公共サービスに必要な財源は、国が十分に保障するのが基本です。地方税財政改革がそうした方向で進められなくてはなりません。しかし、それとともに地域内で経済を循環させ、その力を活用して税源を市域内で作り出す方法も考え出さなくてはなりません。少子高齢社会は地域内で経済が循環する社会でもあります。生産され売買され消費することで地元が潤います。暮らしに密着した仕事と産業を生み出し育てれば、若者の働き場所が作り出されます。高齢者

の年金も含めてお金が地域内で循環できる経済を実現するために、市は市民とともに考えなくてはなりません。

名張市と言えば全国的に有名な地域予算制度や地域自治のしくみが作られています。その一つ一つを見ると立派なものも多いのですが、市が負担すべきものを地域・住民に転嫁するのに利用している側面もこれまでありました。住民自治の本来の趣旨に立ち返ってほしいと思います。

# 住宅団地の 下水道公共移管について

名張市の住宅団地下水道施設は、「宅地造成事業における指導要綱」に基づき、住宅開発事業者が整備しました。そして「指導要綱」では、都市計画法第39条「開発行為等により設置された公共施設管理」の規定に基づき、事業者により整備された公共公益施設を「市に帰属・移管する」としています。

## 下水道の公共移管の不公平

2007年から住宅団地の下水道公共移管が進められていますが、新しく建設された中央処理センターへの「公共下水道接続」と、これまで使っていた団地内のコミュニティプラントをそのまま使う「公共管理」と、住宅団地によって違いがあります。

どちらも、公共移管時に所有土地面積1m<sup>2</sup>につき478円の「受益者負担金」を「負担金・分担金」として賦課していますが、住宅団地の下水道処理施設の残存価値でその基本額に違いがあり、公共移管されるコミュニティプラントの将来の撤去費用まで、基本額に加算された団地もあります。

また、その移管に伴う「負担金・分担金」を事業者が負担する団地と、住民が負担する団地と違いがでています。住民負担額は、所有土地面積により違いがありますが、平均1区画7万円から10万円となっています。

開発指導要綱では、「事業者は、公共公

益施設を自己の負担において入念に施工しなければない」そして「当該施設を市に帰属させなければならない」しています。それまで市は事業者に対して、都市計画法や下水道法に基づき、下水道事業が適正に行われるよう指導しなければなりません。ところが、名張市は長年にわたり放置していました。

## 下水道公共移管分担金が 一般財源に使われた

住宅団地のコミュニティプラントをそのまま公共管理する、百合丘、南百合丘、春日丘、つつじヶ丘の「住宅団地汚水処理施設分担金」は、総額11億2千4百万円、徴収しました。住民への説明では、「将来10年～15年先に南部処理センターを建設し、公共下水道接続をする。分担金はその建設費の一部にする。」と言っていましたが、実際は通常の下水道運営費として使い、コミュニティプラントの撤去費用は、一般会計の「雑収入」に入れられ一般財源化されました。ちょうどこの年は、土地開発公社の解散と区画整理事業の清算のため、財政が赤字になると見込んでいましたが、下水道の受益者負担金が入り黒字決算となっています。

日本共産党議員団は、住民に対して不誠実なお金の使い方を改め、南部処理区に係

わる住民分担金は基金枠を作り、全額確保することを求めていきます。(名張市財政の健全化P 6、7)

### 住民と共に・・・

下水道の公共移管では住民から、受益者負担についての意義申し立てや訴訟が起きています。この間、日本共産党議員団は住民のみなさんと共に、下水道事業について調査・勉強会を重ね、報告書をまとめ、市との交渉を行っています。これから、公共移管する団地もあり、引き続き住民の立場に立った行政を求めていきます。

報告書を記載している「すみよい名張市を考える懇談会」は、2015年に、憲法を守り生かし、市民が安心して暮らせる名張市をめざして発足した、誰でも参加できる懇談会です。この間、元地域まちづくり協議会会长、自治会長、子育て中の保護者、元教員、超党派の市議会議員など、様々な立場の住民が参加しています。

毎月テーマを決めて、20人前後の参加者で例会が開かれています。これまでに、「小中一貫統廃合」「下水道の公共移管」「公共交通」について調査・学習をし、現在は「名張市財政」について取り組んでいます。

## 下水道問題・地域の運動の報告

### 改訂版 【報告書】 名張市住宅団地の下水道事業における 受益と負担の公平性について

(概要)

2017/04/16  
すみよい名張を考える懇談会

### はじめに

- (1) 「公共移管」⇒①「公共下水道」、②「公共管理」
- (2) 本稿の目的：二種類の「公共移管」に関連し、団地間の実態を比較し、下水道事業において「公正かつ誠実」な「市政運営」(「名張市自治基本条例」)が担保されているのか、について検討

### I 問題の所在

#### ○「公共移管」と住宅団地の3類型

##### (1) 団地の3類型

- ①無移管・「公共下水道」団地、②移管・「公共下水道」団地、③移管・「公共管理」団地  
(第1表 条例に基づく団地の3類型、第2表 3類型別の負担・分担金とその直接の負担者)

##### (2) 検討すべき課題

- ①住民=地権者による負担金・分担金の直接負担となった緑が丘とつつじが丘団地の場合と他の団地との間での公平性の検討
- ②「公共下水道」団地と「公共管理」団地と間の負担金・分担金に関する「負担の公平性」の検討
- ③「公正かつ誠実」な「市政運営」という視点から、負担金100%免除の鴻之台及び希央台団地の一見「特權的」とも思われる情況の評価に関する検討

I-1

## 【報告書】

名張市住宅団地の下水道事業における  
受益と負担の公平性について

(表)

2017/04/16

すみよい名張を考える懇談会

第1表 公共移管と負担金・分担金発生の有無

第1類型 無移管・「公共下水道」 団地（中央処理区） 事例：鴻之台・希央台	所有・管理者＝名張市、無移管		公共下水道	
	団地下水道建設費	開発者・管理者	中央処理センター建設・整備費	受益者負担金
	公金（税）	名張市	公金（費用発生）	×

第2類型 移管・「公共下水道」 団地（中央処理区） 事例：緑が丘・桔梗が丘等	民間の所有・管理と公共移管		公共下水道	
	団地下水道建設費	移管	中央処理センター建設・整備費	受益者負担金
	民間資金	民→名張市	公金（費用発生）	○

第3類型 移管・「公共管理」団地（南部処理区） 事例：つつじが丘・百合が丘等	民間の所有・管理と公共移管		公共管理		
	団地下水道建設費	移管	南部処理センター建設・整備費	受益者分担金	撤去費分担金
	民間資金	民→名張市	計画・未実現（費用未発生）	○	○

出所：公共下水道及び公共管理に関する名張市条例、名張市ホームページより作成

第2表 下水道施設の公共移管と負担金・分担金

(単位：円)

## 第1類型 無移管・「公共下水道」団地（中央処理区）

団地名（処理場）	移管不要	分担金・負担金				直接の納入者	開発者・管理者
		受益者負担金	処理場撤去費分担金	合計額	負担金単価（円/m <sup>2</sup> ）		
鴻之台（中央処理場）	平成18	0	—	0	減免(0)	—	名張市
希央台（中央処理場）	平成18	0	—	0	減免(0)	—	組合（名張市）

## 第2類型 移管・「公共下水道」団地（中央処理区）

処理場（区）名	移管年	分担金・負担金				直接の納入者	施設所有者・管理者
		受益者負担金	処理場撤去費分担金	合計額	負担金単価（円/m <sup>2</sup> ）*		
緑が丘処理場区	平成18	113,442,100	—	113,442,100	305(478)	●	大倉建設・エムケーエス
桔梗が丘第一処理場区	平成19	146,178,600	—	146,178,600	—	●	近鉄日本鉄道（株）
桔梗が丘西処理場区	平成21	47,791,300	—	47,791,300	—	●	近鉄日本鉄道（株）
野村住宅団地処理場	平成25	1,501,100	—	1,501,100	—	●	野村不動産（株）
野村住宅団地処理場	平成25	7,205,200	—	7,205,200	—	●	桔梗が丘柴野住宅管理組合
桔梗が丘第二処理場区	平成26	106,020,500	—	106,020,500	—	●	近鉄日本鉄道（株）
桔梗が丘第三処理場区	平成26	115,269,800	—	115,269,800	—	●	近鉄日本鉄道（株）
桔梗が丘合計		423,966,500	—	423,966,500	—	●	
移管合計		537,408,600	—	537,408,600			

## 第3類型 移管・「公共管理」団地（南部処理区）

処理場（団地名）	移管年	分担金・負担金				直接の納入者	施設所有者・管理者
		通常分担金	処理場撤去費分担金	合計額	分担金単価（円/m <sup>2</sup> ）（撤去費分）		
百合が丘ニュータウン汚水処理場	平成26	214,675,000	291,794,000	506,469,000	268※	●	竹中工務店（株）
南百合が丘住宅汚水処理場	平成26	7,247,200	30,963,000	38,210,200	153※	●	自治会
学園山手コミュニティプラント（春日丘）	平成26	40,288,900	76,978,000	117,266,900	153※	●	管理組合
つつじが丘汚水処理場（つつじが丘）	平成27	365,771,839	96,346,000	462,117,839	418(83)	●	大倉建設・エムケーエス
合計		627,982,939	496,081,000	1,124,063,939			

注

\*「名張市公共下水道事業受益者負担に関する条例」（改正平成25年10月2日条例第28号）では一括して「478円」となっている。緑が丘のそれは減免率を考慮した単価である（H17/10/02付説明資料）

※「名張市住宅地汚水処理施設分担金条例」（改正平成26年12月25日条例第33号）「別表（第3条関係）」による。つつじが丘の場合は、撤去費用を含む。他団地は含まない。

出所：2016/05/09付訴訟資料「甲12号証」「開発期の負担金と受益者分担金の比較」、下水道の「公共管理」に関する住民説明会資料（名張市上下水道部）等より作成。

第3表 末端管渠整備費相当分に対する受益者負担単価

	幹線を除く管渠整備費（市費分）（千円）	認可面積（ha）	認可面積から道路・河川・公園を除いた面積（ha）	末端管渠整備費 受益者負担分（千円）	受益者負担単価（円/m <sup>2</sup> ）
第1期事業認可区域（～H19）	2,698,300	257	188	899,433	478

注 認可幹線及び枝線整備費総額は63億45,475千円である。枝線整備額は36億1,508千円、うち市費分は26億98,300千円である。末端管渠整備受益者負担分は、その市費分の3分の1に設定されている。

出所：平成17年2月2日開催「重要施策調査特別委員会」付議資料「名張市公共下水道事業管理運営方針（案）について」（都市環境部）および関連資料より作成。

第4表 支線整備総額・市費分・受益者負担分の量的関係

支線整備総額	36億1,508千円
うち市費分	26億98,300千円
受益者負担分	8億99,433千円

出所：同上

第5表 移管協定一覧

## 第2類型 移管・公共下水道団地（中央処理区）

地域あるいは対象	締結日	署名者	移管施設と移管方法	負担金・分担金等	備考
緑が丘住宅地汚水処理施設	H16.10.13	市長・大倉建設社長 立会人：東、中、西区長	汚水施設 ①現状の有姿・無償で公共移管	(大倉：市への土地の寄付)	「覚書」（協定書は紛失のこと-上下水道部）
桔梗が丘第1汚水処理区域	H19.07.26	市長・近鉄社長、代理人不動産社長 立会人：代表区長幹事	汚水施設 ①現状有姿・無償	①受益者負担金相当額 ②汚水施設の改修工事に充当	公共管理に関する協定
桔梗が丘西コミプラ汚水処理区域	H21.03.31	市長・近鉄社長、代理人不動産社長 立会人：代表区長幹事	汚水施設 ①現状有姿・無償	①受益者負担金相当額 ②汚水施設の改修工事に充当	公共管理に関する協定
桔梗が丘第2汚水処理区域	H25.03.28	市長・近鉄社長、代理人不動産社長 立会人：連合協議会会長	汚水施設、土地及び他の施設 ①現状有姿・無償	①受益者負担金 ②汚水施設の改修工事に充当	公共管理および無償譲渡に関する協定
桔梗が丘第3汚水処理区域	H26.03.31	市長・近鉄社長、代理人不動産社長 立会人：連合協議会会長	汚水施設、他の施設 ①現状有姿・無償	①受益者負担金 ②汚水施設の改修工事に充当	公共管理および無償譲渡に関する協定
桔梗が丘西住宅汚水処理区域	H26.03.31	市長・近鉄社長、代理人不動産社長 立会人：西1番長自治会会長	汚水施設、土地 ①現状有姿・無償	①受益者負担金 ②汚水施設の改修工事に充当	公共管理および無償譲渡に関する協定

## 第3類型 移管・公共管理団地（南部処理区）

地域あるいは対象	締結日	署名者	移管施設と移管方法	負担金・分担金等	備考
百合が丘住宅地汚水処理施設	H25.11.26	市長・竹中工務店社長 立会人：協議会会長	汚水施設 ①移管以前に更新又は補修 ②現状有姿・無償譲渡	①受益者分担金相当額 ②汚水処理施設撤去費相当額	公共管理に関する協定書
南百合が丘	H26.02.05	市長・地縁法人自治会	汚水施設 ①移管以前に更新又は補修 ②現状有姿・無償譲渡	①受益者分担金相当額 ②汚水処理施設撤去費相当額	市の協定対象者が民間業者では地縁法人自治会である。
春日丘住宅汚水処理施設	H26.02.24	市長・管理組合理事長・近鉄社長、代理人不動産社長	汚水施設 ①移管以前に更新又は補修 ②現状有姿・無償譲渡	①受益者分担金相当額 ②汚水処理施設撤去費相当額	市の協定対象者が管理組合と民間業者（近鉄）である。
つつじが丘住宅汚水処理施設	H26.11.12	市長・大倉建設社長・自治会長	汚水施設 ①移管以前に更新又は補修 ②現状有姿での無償譲渡 ③処理場敷地の無償譲渡	①撤去費用相当額の負担 ・エムケーエス：6,500,000円 ・自治会：35,000,000円 ②残額及び「公共管理に伴う分担金」を含め、「土地所有者から徴収する」	MKSのH26.09の説明会資料では、合計単価448円とされているが、11月の協定時には418円に減額。それは撤去費用負担分が113円から83円への減額による。

出所：各団地の「協定書」より作成（資料目録参照）

# 校区再編と 統廃合計画を問う

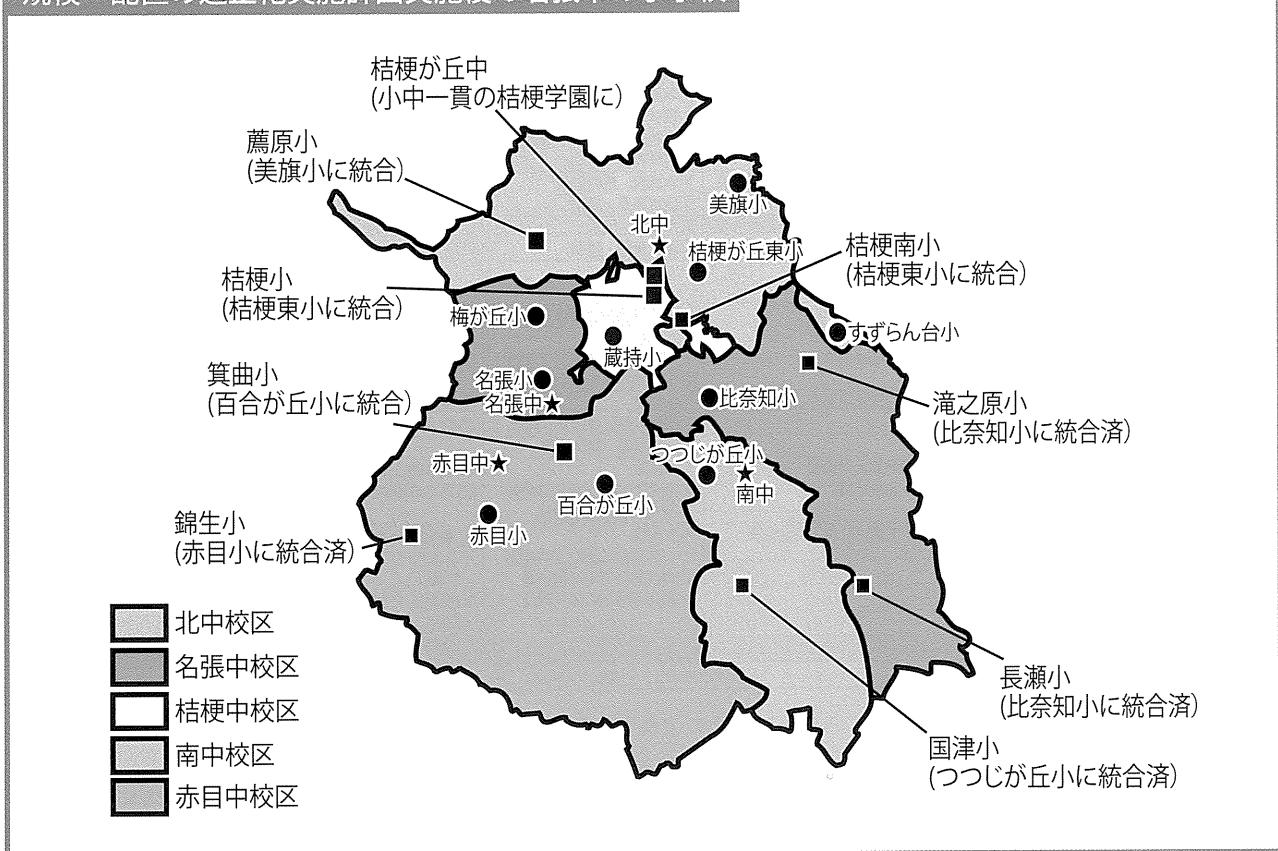
## 子どもの立場はない、 校区再編と統廃合計画

名張市が、突然、発表した小中一貫統廃合計画は、住民との話し合いなく、名張市教育委員会が策定したものです。その内容は、地域にある学校を統廃合して、大規模な小中一貫校にするもので、将来的には5校ある中学校单位で、就学前の1年間も含めた5・5制の小中一貫教育を目指すとしています。

「歩いて行ける距離に学校があるのに、なぜ1時間もかかる、遠くの学校に行かなければならぬのか」「安全に配慮した校区編制を変え、なぜ危険な通学路にするのか」「教員の加配をして、少人数を推進してきたのに後退となる」と、住民は白紙撤回を求めました。

小学校14校、中学校5校では、地域性や子どもの成長に合わせて、学校ごとに目標があり、地域まちづくりは、小学校を拠

規模・配置の適正化実施計画実施後の名張市の小学校



点に住民自治を形成しています。名張市の豊な自然の中で、それぞれに特色をいかした、地域に根ざした学校教育が実現されています。地域住民、保護者、先生方も現在の学校に満足しており「こんなにいい学校をなぜ無くすのか」と現状維持を求めています。また、地域の小学校に住民がつどい、学校があるから子育て世代の定着があり、学校がなくなると過疎化が進むことも危惧しています。

### 地方創生と学校統廃合

国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、市場化、民営化しながら「行政の集約と拠点化、拠点都市への公共施設サービスの集約を図っていくこと」を勧めています。公共施設管理計画は、できるだけ公共施設の面積を少なくするため学校が対象になっています。

### 名張市市政一新プログラムでは、

公共施設の適正配置と有効活用として、「学校の規模配置の適正化」については、事務事業の効果的、戦略的な展開として、行政改革大綱「市政一新プログラム」の改革項目として位置づけられています。

### 学校統廃合の加速化と教育予算の削減

全国で小中一貫導入の経緯の1位が、学校統廃合であったという調査結果もあります。統廃合について地域住民の反対が強いことから、小中一貫教育という名目で住民の反対をかわそうとしているとの指摘がされています。

名張市立小中学校の規模・配置の適正化後期実施計画に組み込まれた小中一貫統廃合は、児童・生徒の教育環境の整備と充実ではなく、国の勧める行財政改革を反映したもので、子どもにとってプラスになるものが見えず、不利益が明らかです。

### 教育より行革が優先されはならない

学校はまちづくりの拠点であり、子どもたちは地域全体で育てることがなにより重要です。日本共産党議員団は、地域住民のみなさん、保護者、先生方の声を聞き、学習会を重ね、議会内外で市と教育委員会に計画の再考を求めていました。

このまちの主権者として、行政の横暴は許さず、一人ひとりの子どもを大事にする学校と住民自治を守っていくため、みなさんと共に力を合わせていきます。

### 桔梗南小学校6年生 児童の手紙

私は南小学校が大好きなので、学校を無くして欲しくないです。合併しても、あまり良いことがなく、165号線を渡になると、1年生などの低学年が調子のつて、飛び出して危ないことになったことがあります。車の通りが少なくて小さな信号でもそのようなことがあるので、もっと車の多い国道では事故が多発して後から止めておけば良かったと後悔するはずです。ですが、後から後悔しても遅いと思います。

教育委員会は、子どもたちのためにうごくはずなのに、全然子どものことを考えてないと思います。

## 校区統廃合・地域の運動の報告

## 学校統廃合反対運動

## 保護者、地域づくり組織と連携して

新婦人名張支部支部長 内橋 晃子  
小学校保護者 松本 ゆみ

### 1 学校統廃合と小中一貫(名張市立小中学校の規模・配置の適正化後期実施計画)の概要

現在、名張市には小学校が14校、中学校が5校存在しています。前期実施計画により、複式学級を編成していた3小学校が既に廃校になっています。

2016年2月、名張市教育委員会は、2020年度から小中学校を再編して、薦原、箕曲、桔梗が丘、桔梗が丘南の4小学校と桔梗が丘中学校を廃校にし、市内5中学ごとに小中一貫教育を導入すると発表しました。

桔梗が丘地区においては県立名張桔梗丘高校(17年度末で閉校)の校舎を使い、小中一貫校となる「桔梗学園」(仮称)を設立する計画です。「桔梗学園」は桔梗が丘、桔梗が丘南、桔梗が丘東の3小学校と桔梗が丘中学校で構成され、桔梗が丘東小学校の校舎で1～4年生が学び、桔梗丘高校の校舎で5、6年生と中学1～3年生の計5学年が学ぶというものです。また同時に、薦原小学校は美旗小学校へ、箕曲小学校は百合が丘小学校へ統合も行う計画です。突然の新聞発表で、地域住民も保護者も“寝耳に水”で、3月からの市教育委員会主催の住民説明会では、どこの会場でも反対意見が続出し紛糾しました。

### 2 反対意見続出の背景

## 地域づくり組織の反感

…「学校は地域の宝物」

名張市では市内を15地域に分け、各地域づくり組織が自分たちの住むまちの将来計画である「地域ビジョン」を2012年に策定しています。その中で共通しているのは、次世代を守り育てるための様々な取り組みが行動計画としてあげられています。地域住民は、子どもの登下校の見守り活動や学校ボランティアなど学校とかかわる機会が増え、コミュニティの中核としての小学校の大切さを実感しています。特に廃校予定の箕曲小学校校区の地域ビジョンのコンセプトイメージは百有余年の歴史を刻む小学校校歌ということもあり、地域づくり組織の反発も当然と思われます。

この間行政が担うべき様々な福祉的役割を地域づくり組織に肩代わりさせてきました。そのことにより、地域まちづくり組織には負担が掛かっていますが、住民が自分たちのまちをより深く知り、住民自治が高まっています。

## 桔梗学園（仮称）構想の理不尽 …「子どもが主役」と言いながら 置き去りに

桔梗が丘地域には、桔梗が丘小（489人）、桔梗が丘南小（241人）、桔梗東小（163人）の3校があります。桔梗が丘小学校は桔梗が丘地域の中心にあり、児童数が500人規模で最も多く、保護者も地域住民も廃校になるとは考えもしませんでした。また高校の跡地利用について地域づくり組織に検討を依頼していたにもかかわらず、何の相談もなく突然の新聞発表となった経緯があります。

桔梗が丘小学校は桔梗西地域から通う児童が大半を占め、今までさえ片道40分をかけて通学しています。子ども達が桔梗東小へ通うことになれば1時間を超える通学になり、通学の大変さだけでなく生活全般にわたり大きな負担を伴うことになります。さらに校区を地域づくり組織単位で区切ったため、現在通っているすぐ近くの小学校から、生活区域の違う遠くの学校に行かなければならぬ子ども達が出てきます。

そもそも高校の統廃合が検討されたとき、校舎の老朽化が廃校の要因の一つにあげられていました。4・5制（全国的に例がない）の桔梗学園は、桔梗丘高校の跡地利用と桔梗東小学校の校舎の規模（教室数）が4年生までしか受け入れられないからであり、教育的効果を考えたものではありません。

## 3 市民の反対意見から見える計画 の杜撰さ

●名張市は「産み育てるに優しいまち」をキーワードに「名張版ネウボラ」として、子育て世代の移住支援や、結婚～妊娠～出産までの切れ目のない子育て支援をうたいながら、学校統廃合とはどういう事か？学校がなければ子育て世代は入ってこないし、施策に一貫性がない。名張をどうしたいのか分からぬ。

●学校が地域の拠点になっていることや子どもが地域の人々に見守られて育っていることをないがしろにしている。学校をなくしたら子育て世代は入ってこない。地域をつぶすのか。

●桔梗南から東小へは、交通量の多い国道を横断しなければならない。事故が心配。学校が遠くなることにより通学の危険が増える。地域の見守り活動の負担も増える。納得できない。市長は「最終的な判断は私がする。責任は私がとる。」と言ったが、人の命にかかるようなことにどう責任を取るのか。何かあってからでは遅いと思う。

●4・5制による中1ギャップの解消のメリットより、デメリットのほうが多いと思う。5、6年生は低学年の子どもたちを指導したり、一緒に遊んであげたり、一緒に登下校することのほうが大事と思う。4・5制ではそれができなくなる。高学年の子どもは、人間として必要な指導能力やコミュニケーション能力、他人を思いやる心を

身につける大事な時期。それができないまま成長してしまうことのほうが危険と思う。

●今回統廃合が計画されているのは100～500人規模の学校で、今の学校に多くの人が満足している。なぜその学校を廃校にするのか？

●市の説明では、桔梗丘高校は設備が整っており、「あらゆるダイナミックな教育活動・特別活動が可能」と説明した。しかし高等学校施設は、高校生の体格に合わせた基準で作られている。教室は高校生1クラス45人を収容する面積。階段の手すり、窓の高さ、トイレの設備、実験室、体育館設備など恒久施設・備品は小中学生には不適合。

●高校の校舎には、小学校には必ずあるプール、給食関連施設がない。5、6年生がプール授業を受けるには、全員が水着やタオルを抱えて東小まで移動しなければならない。授業が終わればまた戻るなど着替えの時間も含めると不可能なことではないか。

また給食を実施するための車両の出入りや、給食関連施設を設けるような校舎として設計されていない。普通教室への運搬も大きな課題。中学生と昼休み時間の調整をどうするのか。

●桔梗丘高校は昭和48年度創立。校舎はすでに43年も経過しており、老朽化していることは県も認めている。わずかな改修・整備で使用できるとは考えられない。小中学生の一貫校として、莫大な経費をかけて改修・整備する価値があるのか疑問。

●統廃合計画の中に、支援学級の配置、児童・生徒に対する必要な配慮が示されていない。子ども達、保護者、関係者、支える仲間に対する重大な人権問題だと思う。

●学童保育について何も触れられていない。どこも満員の状態なのに統合してどのように受け入れるのか？保護者が安心できる学童保育の施策を示してほしい。桔梗東小学校周辺は生活道路で狭い。その道路を送迎のための車が出入りする際の事故防止策、安全対策も示してほしい。

以上の意見からも分かるように、子ども達に大きな負担を強いるだけでなく、歴史的に形成してきた地域の力を崩してしまうことが危惧されます。名張市では小中学校すべての校舎が、一昨年やっと耐震化が終わったばかりです。また市独自に教員を加配し少人数クラスを作ってきたところもあるのに、教育条件の後退になります。この統廃合が実施されると、学校まで5分で行ける子ども達と毎日往復2時間以上かけて通学する子ども達が出てくることになります。これは看過できない不公平ではないでしょうか。夏冬の厳しい条件下では、体力的に弱い子ども達にとってはなおさらです。公平性の担保は公教育において最も重視しなければならない観点です。

## 4 保護者、地域づくり組織と連携して

- 3/31 市議会議員を講師に勉強会を開き、教育長に懇談の申し入れ。
- 4/20 教育長と担当課4名と懇談。保護者や地域住民の意見を聞き、柔軟に対応するよう要望。(4/19にママ達も含めて当日の打ち合わせをし、懇談会にも桔梗が丘地域のママ達が一緒に参加)
- 9/29 新婦人新聞トップ記事に
- 10/1 梅が丘ナウラで統廃合問題学習会周辺地域にチラシ1000枚配布。
- 10/19 美旗市民センターで学習会 チラシ1530枚配布。
- 11/3 緑が丘コミュニティハウスで学習会 チラシ600枚配布。
- 11/8 百合が丘市民センターで学習会チラシ1000枚配布。  
(チラシを配布しながら、当日参加できない人とも統廃合の問題で会話ができ、子育て世代以外でも地域の問題として捉える重要性を共有できた。)

### 地域づくり組織では…

- 5月 桔梗が丘自治連合協議会が24ページにわたる「名張市立小中学校の規模・配置適正化後期実施計画」に対する桔梗が丘自治連合協議会の提言書をまとめ市長に提出。
- 7/23,24 桔梗が丘地域3ヶ所で教育長と担当課を招集して説明会を実施。
- 9/10 桔梗が丘市民センターで協議会主催の「学校制度の課題」学習会を

開催。

- 11/26 桔梗が丘地域での市政報告会で、自治協議会は計画に不承諾であり、このままでは協議に応じないことを明言。

箕曲小、薦原小の地域説明会でも保護者と地域まちづくりが一体となって、住民との相談なしに策定した統廃合計画は受け入れられないと表明。

### ママたちは…

- 4/20 新婦人の教育長との懇談に参加。
- 5/7 「小中一貫、統廃合、校区再編についての意見交換会」を実施。この会議で「統廃合に反対する会(仮称)」発足。これを機に6月から毎月一回、しんぶんを発行。
- 桔梗が丘西地域では自治会の回覧板で回してもらえることに。桔梗が丘、桔梗南、桔梗東の3小学校の保護者にしんぶん配布。この他にホームページを立ち上げ、フェイスブックで発信。
- 8月 統廃合についてアンケートを実施。28～30日に回収。反対103/107(96%) アンケート用紙に、納得できない思いがびっしりと書かれていた。
- 9/3 桔梗が丘市民センターで「市長とまちかどトーク」開催。会場いっぱいに、統廃合反対の意見が続出。市長は質問に対してまともに答えず、さらに反感が強まる。

# 保育の質を守るために

## 変わりつつある名張市の保育

名張市は、かつて全園公立保育所で、どこでも同じ安心安全の保育を実施していましたが、2009年「名張市早期財政健全化計画」で、公立保育所全園（14園）民営

化を打ち出しました。この時、保護者と保育士と共に学習会を開き、公立保育所を守り、名張の安心の保育を守ろうと声をあげました。その結果、10園が民営化になり

名張市の保育施設		保育施設名	定員	保育年齢
就労や病気などで家庭の保育 ができない保護者に代わって、乳幼児を保育する児童福祉施設	公立保育所	大屋戸保育所	50	1歳から5歳
		薦原保育所	40	1歳から5歳
		錦生保育所	45	0歳から5歳
		赤目保育所	120	0歳から5歳
有資格者が保育する	私立保育園	箕曲保育園	150	0歳から5歳
		昭和保育園	150	0歳から5歳
		名張西保育園	150	0歳から5歳
		西田原保育園	80	0歳から5歳
		みはた虹の丘保育園	150	0歳から5歳
		蔵持保育園	70	0歳から5歳
		比奈知保育園	110	0歳から5歳
		滝之原保育園	60	0歳から5歳
		桔梗が丘保育園	180	0歳から5歳
		つつじが丘保育園	30	0歳から2歳
幼稚園と保育所機能を持ち、教育と保育を一体的に行う。 地域の子育ても行う施設	認定こども園	富貴の森こども園	120	0歳から5歳
少人数で0歳（6ヶ月以上）～2歳の子どもを預かる施設  保育者は2分の1が有資格者で可	地域型保育事業	ぞうさん	5	0歳から2歳
		Hoppe (ほっぺ)	5	0歳から2歳
		くれよん	5	0歳から2歳
		国津保育所	19	1歳から2歳※3歳以上要相談
		ひまわり園	12	0歳から2歳
		マザーランド	10	0歳から2歳
		ニチイキッズきおうだい保育園	19	0歳から2歳
		なぱりひやわんこども園	12	0歳から2歳
		かな保育園	40	0歳から2歳
		スマイル保育園	19	0歳から2歳

2017年7月現在

ましたが、4園は公立保育所として残ることになりました。そして、公立保育所の保育士が民間園に残り、名張の安心の保育を守ってきました。

待機児童問題がどの自治体でも深刻です。名張市も例外ではありません。国は規制緩和で、民間による地域型・小規模保育で待機児童対策を進め、名張市でも9園の地域型保育園ができました。地域型保育事業は、0歳～2歳まで、園庭がなく、有資格の保育士は半数でも可能というものです。同じ保育料でも、保育環境に差が生じています。保護者は、これまでの認可保育所へ入所希望を出しても叶わず、希望外の保育所入所決定が届くなど困惑しています。

根本には国の政策があります。公立保育所への補助金を廃止し一般財源化して、民間保育所へは補助金を出すため、財政が厳しい自治体は公立を民営化しています。全国では10年間で公立保育所が2500か所減少しています。

「保育は人」人を大切にしない保育行政で安心・安全な保育は叶いません。保育士不足も深刻です。公立保育所時から、半数が臨時職員と言う実態でしたが、国が人件費抑制（職員削減）の計画策定を自治体に

要請し、それに従い地方自治体は計画的に職員削減を行わなければならず、保育所の民営化により多くの保育士が民間へと移っていました。

保育士は公立・民間共に不足状態です。保育士の労働条件が悪いので資格を持っていても、他の仕事に就く事態があります。保育士は休日がとれない、時間外労働をしなければ仕事がまわらない、非正規保育士でも担任を任されるなどの実態で、処遇改善が必要です。

保育士の低賃金は、国の基準が低すぎることによってもたらされています。認可保育所の運営費、「公定価格」を算出する際の人件費が低すぎ、全産業平均より10万円低いという調査結果が出ています。保育士不足の最大の原因が低賃金からなるものです。併せて、国の保育士配置基準が実態に合っていないことも大きな原因です。保育士の労働条件の改善は、保育の質の確保のために不可欠です。

待機児童対策に規制緩和と詰め込み、保育内容の切り下げでは、保育の質は保てません。子どもの発達・成長の権利を保障し、保護者が安心して預けられる保育所を求めます。

## 市内 保育士さん の 声

幼稚園、保育園共に年中職員不足の状態です。保育士が自ら心当たりに連絡をとる事が常態化しています。

民営化して正規率が上がるとの予測は全く当たらず、臨時職員が多く正規職員の負担が重くなり、職員の資質向上はまでは望

めない実態です。

こども支援センターや市立病院などで発達支援外来が充実しましたが、早期から支援の必要のある子どもがいても、保育士不足のため、保護者の希望に応えた十分な支援体制がとり難いこともあります。

# 安全・安心で美味しい 地産地消の学校給食を

名張市の小学校は14校で、全て自校方式の学校給食が実施されています。献立は統一献立、食材は各学校で、できるだけ地元業者から仕入れています。主食の米は農協から伊賀米を、野菜は地元農家から仕入れ、名張市の地産地消率は52%と進んでいます。(三重県全体では37%)

## 給食調理の民間委託

14校中、児童数が300人以上の6校で、給食調理を民間委託しています。これは、人件費の抑制、財政削減のためです。調理委託を受けている事業者は、市外の業者です。民間事業者は委託料で調理員を雇い、利益も出さなければなりません。働く調理委員さんは市内雇用ですが、パートなどの短い時間や低賃金での雇用になります。事業者は食材の仕入れや食教育はできないため、民間委託している学校には栄養士が配属されています。名張市の栄養士が委託先の調理員に指導や指示をだすと、偽装請負となります。

## 給食は教育の一環です

「学校給食法」では、自治体に「学校給食実施基準」「学校給食衛生管理基準」の実施を求め、名張市でも基準を定めています

が、民間委託校では、その指導については、現場で直接できません。

「官から民へ」「小さい政府に」この掛け声のもと、公務員削減により、自治体が担う公共サービス、住民の安全、安心に関わる分野が後退しています。給食調理の民間委託も、この流れの中で進められてきました。自治体の責任で、子どもの育ちと教育を守ることを求めることがあります。

広報なばりでも紹介された、生産者、調理委員、管理栄養士、学校教諭、農協のみなさんからのコメントは「子どもたちから、美味しかったと言われるのがうれしい」「残飯が減った」「計画的作付けができる」「地元の野菜を食べて、子どもたちが元気に成長するのを見ることを楽しみにしている」とあります。更なる推進のために、市が中心となって交流を深めることが必要です。

また、農業の後継者不足が深刻です。農家にとって学校給食への調達は、確実な収入になり、献立を早くに決めることで、計画的作付けができます。

学校給食は教育の一環として名張市がその責務をはたし、子どもたちを中心に、人と人を繋ぎ、育ちあい、地域を元気にしていくものにしていきましょう。

## 中学校給食の実施は

学校給食法第4条では、設置者の責務「義務教育の設置者は学校給食が実施されるよう努めなければならない」としています。全国でも8割以上で実施がされ、住民の切実な要求でもある中学校給食の実施を、毎議会取り上げ求めてきました。

教育委員会は「栄養のバランスがとれた安心、安全な食事を育ちざかりの子どもたちに提供し、心身共に健康な育ちを育むとともに、食育という観点からも重要な役割を果たしていることを認識している。」市は「必要性は認めるが、財政難でできない。」と答えるばかりでした。

中学校給食実施を求める「あつたらい的な中学校給食の会」のみなさんと学校給食の学習会や、自校方式、センター方式、デリバリー方式を実施している他市へ試食見学に行きました。センター給食では栄養士さんが「食育の取組みが難しい」と話していました。デリバリー方式は喫食率が低く、加工品が多く使われていました。自校方式では、調理員さんが給食の時間になると生徒達と一緒に給食の準備をし、食べる様子を見ていました。生徒達は食べ終わると「ごちそうさまでした」「美味しかったです」「ありがとうございます」と食器を片づけていました。心と体を育てる、温かい給食でした。育ちざかりで感受性の強いこの時期の食教育の大切さを実感しました。そして、災害時でも、避難所である学校に調理場があり、公務員として調理委員さんがいることで、災害時対応が素早くはじめられると聞きました。

その後、保護者アンケート、署名活動、

教育長との懇談を行い、子どもたちにとって一番いい自校方式の中学校給食を求めていきます。

保護者の運動がみのり、名張市は実施を表明しましたが、センター方式で、PFIの検討も視野に入れるとのことです。PFIは企画・設計・建設・運営全て民間共同企業体で実施し、市は毎年運営費を払うしくみです。

学校給食は義務教育の一環として、行政の責任で行うべきものです。市の財政抑制のため、給食の目的の食教育という大事なものが、欠けてはなりません。

子ども権利条約、それに伴う名張市の子ども条例に従い、子どもにとって1番良い環境を求めていきます。

市内

ママたちの活動

## あつたらしいなニュース④

2015年12月発行

あつたらしいな！中学校給食の会  
attaranabari@gmail.com

給食

皆さん、ご協力ありがとうございました。

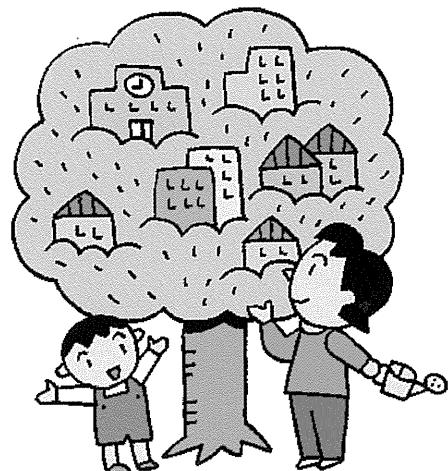
名張市でも中学校給食があつたら…そんな思いから動き始めて2年半が経ちました。私たちは見学会や学習会を重ね、子どもたちや地域のためにも、地産地消の自校方式の中学校給食が一番いいと考え、運動を進めて来ました。今年7月に名張市が「中学校昼食のあり方検討委員会」を立ち上げ、中学校給食を実施する方向で検討が重ねられています。

この間、市に要望書や署名をあつめて提出して来ましたが、これからも引き続き、子どもたちにとってより良い給食が実施されるよう、見守っていきたいと思います。

### ＜経過報告＞

- ★ 2013年5月…「あつたらしいな！中学校給食の会」発足
- ★ 8月…男女共同参画推進ネットワーク会議と名張市議会議員との懇談でも早期実現の要望ができる
- ★ 10月～11月…「中学校給食についてのアンケート」実施
- ★ 11月…亀山市 デリバリー方式の中学校給食見学会
- ★ 赤目、梅が丘、百合が丘、すずらん台で勉強会
- ★ 2014年2月…名張市長・教育長へ「中学校給食実施に関する要望書」提出。教育長と懇談
- ★ 3月…名張市議会傍聴。市長がはじめて「検討する」と言及。以後、傍聴続ける
- ★ 4月…津市安濃町 東観中学校 自校方式の給食見学会
- ★ 4月…「名張市に直営・自校方式の中学校給食の実施を求める署名」にとりくむ
- ★ 5月…伊賀市 センター方式の給食見学会
- ★ 8月…名張市議会選挙でも中学校給食を公約した候補者が複数いた
- ★ 9月…署名提出（合計1791筆）教育長と懇談
- ★ 11月…名張市長と「まちかどトーク」で懇談
- ★ 2015年1月…農協訪問懇談
  - ★ 6月…名張市議会での三原議員の質問に対し、「名張市中学校昼食のあり方検討委員会を設置し、今年度中に方針を出し、早期の実現を目指す」と、教育委員会が答弁
  - ★ 7月10日…「名張市の中学校昼食のあり方検討委員会」立ち上がる！  
構成メンバー11人（学識経験者、保護者代表、小中学校長、教職員、養護教諭、栄養教諭、給食調理員、市職員、その他）
- ★ 9月…なぱり母親大会が「中学校給食を考えるシンポジウム」開催
- ★ 9月…検討委員会が、生徒・保護者・教職員を対象にアンケートの実施
- ★ 2016年1月・2月…検討委員会が、デリバリー給食・センター方式給食の視察予定





---

## 名張市のこれから、市民と共に考える

---

発 行 日 2017年7月22日

発 行 者 日本共産党名張市議団

---

連絡先代表 三原 淳子

〒518-0492 名張市鴻之台1番1番地

名張市議会日本共産党

E-mail [junko.mihara@asint.jp](mailto:junko.mihara@asint.jp)

---

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費 (該当科目に丸をつけてください)
----	---

領収書等

## 領収証書

(17160000) 総務部 総務室

〒 -	
日本共産党 様	
通知書番号	6700014369-00-00
平成29年度	(款) 20 諸収入 (項) 04 雑入 (目) 04 総務雑入 (節) 01 総務雑入 (細節) 01 総務雑入 (説明) 01 他団体郵便料等受入
一般	
科目通番	
307	
金額	29,775円
但し：複写機使用料（平成29年度上半期）	
納期限	平成29年11月30日
上記の金額を領収しました。	
名張市指定金融機関	
名張市収納代理金融機関	
領収日付印	

65000033400000



A 4 2 9 6 7 0 0 0 1 4 3 6 9 0 0 0 0 A

合計

29,775 円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・その他経費 (該当科目に丸をつけてください)
----	---

領収書等添付

## 領収証書

(17160000) 総務部 総務室

〒 -	
日本共産党 様	
通知書番号	6700021876-00-00
平成29年度	(款) 20 諸収入 (項) 04 雜入 (目) 04 総務雑入 (節) 01 総務雑入 (細節) 01 総務雑入 (説明) 01 他団体郵便料等受入
科目通番	
307	
金額	2,055円
但し：複写機等使用料（平成29年度下半期）	
納期限	平成30年 3月20日
上記の金額を領収しました。	
名張市指定金融機関	
名張市収納代理金融機関	
領収日付印	
	

65000050570000



A 4 2 9 6 7 0 0 0 2 1 8 7 6 0 0 0 0 A

合計金額

2,055

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名： 日本共産党

報告年度： 29 年度

項目	調査研究費	・ 研修費	・ 広報費	・ 広聴費	・ 要請陳情活動費	・ 会議費
目	資料作成費	・ <u>資料購入費</u>	・ その他経費	(該当科目に丸をつけてください)		

領収書等添付

## 領收証

No. ....

2A

日本共産党名張市議団様

2018年2月4日

金額

¥3100.

内 2017～2018 但 制度のあらまし

消費税等

上記正に領収いたしました

現 金 〇

小切手

松阪市新座町1056

松阪生活と健康を守る会

HISAGO #778

TEL&amp;FAX 0598-23-4515

守る会と健康を

係

合計金額	3100	円
------	------	---

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・ <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費・その他経費 (該当科目に丸をつけてください)
----	---

## 領 収 証

No.\_\_\_\_\_

日本共産党  
名張市会議員団様

2017年11月28日

★ 76,240.-

但平和新丁原2017.4～2018.3月分

上記正に領収いたしました

内訳 \_\_\_\_\_

三重県平和委員会

税抜金額 \_\_\_\_\_

〒514  
-0016 三重県津市乙部十四  
TEL ○五九一三二八一五八五四  
FAX ○五九一三二八一五八五四

消費税額等( %) \_\_\_\_\_

コクヨ ウケ-78

## 領 収 証

No.\_\_\_\_\_

日本共産党  
名張市会議員団様

2017年12月4日

★ 72,640.-

但原水爆通信2017.4～2018.3月分

上記正に領収いたしました

内訳 \_\_\_\_\_

原水爆禁止三重県協議会

税抜金額 \_\_\_\_\_

〒514  
-0016 三重県津市乙部十四  
TEL ○五九一三二八一五八五四  
FAX ○五九一三二八一五八五四

消費税額等( %) \_\_\_\_\_

コクヨ ウケ-78

合計金額

8,880

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・その他経費 (該当科目に丸をつけてください)
----	--

領收

## 領 収 書

日本共産党

2017年 7月 24日

様

¥ 2,268

但し 書籍代として 中小企業振興条例の地域区分

上記正に領収いたしました

(株)自治体研究社

連絡先：〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 電話番号 35-5941

## 領収証

日本共産党

様 2017年 7月 23日

¥ 1,080

但 県民はなぜ“朱山知事で選ばれたのか”

上記正に領収いたしました

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123

内訳

税抜金額

消費税額等 ( % )

株式会社 自治体研究社

TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235

合計金額

3348 円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・その他経費 (該当科目に丸をつけてください)
領収書等添付	

## 領 収 書

No. \_\_\_\_\_

日本共産党

様

2017年 8月 21日

金額

¥ 1,928-

収入  
印紙最後の時で自分らしく、在院医療ができるように  
但 本代として

上記正に領収いたしました

内 訳

〒151-0051

税抜金額

東京都渋谷区千駄ヶ谷

消費税額( %)

4丁目25番6号

株式会社新日本出版社

TEL 03-3423-8401

## 領 収 証

2017年 8月 26日

日本共産党 様

金 1,800円也但し『いのちつなぐ無料低額診療事業』  
代金として〒604-8456 京都市中京区西ノ京壱ノ内町  
花園大学社会福祉学部

吉永 純

合計金額

3,728

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費	・ 研修費	・ 広報費	・ 広聴費	・ 要請陳情活動費	・ 会議費
	資料作成費	・ <u>資料購入費</u>	・ その他経費	(該当科目に丸をつけてください)		

領収書等添付

2017年 8月 26日

## 領 収 書

日本共産党 様

¥ 2100-

但し、書籍代として  
 「どうなる医療保険統合事業」  
 「現場の視点で  
 新要領・指針を考える」  
 全国公的扶助研究会

会長 吉永純



全国公的扶助研究会 事務局

e-mail : zennkoku\_koufukenn@yahoo.co.jp

FAX : 050-3730-2116

〒173-0004 東京都板橋区板橋 4-4-3 白鳩マンション 201 マック・チャレンジサポート方

合計金額

2,100 円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・ <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費・その他経費
----	---

## 領 収 証

No. 00005169

日本共産党 名張市議団

様

金額

¥6,276-

但書籍日本年表地方自治と歴史と未来(増補版)、新版改定介護保険法と自治体の役割近代  
(1冊)2916円 (2冊)3000円 と資料360円計

2017年07月07日 上記正に領収いたしました。

## 内訳

現 金 入 金	
振 込 入 金	¥6,276-
調 整	
預 り 金	

印紙

株式会社 自治体研究社  
162-8512  
東京都新宿区矢来町123  
矢来ビル4F  
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933



## 領収証

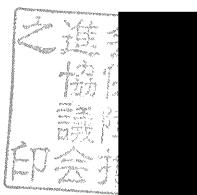
三原 淳子 様

2,000円

「都道府県広域化で、国民健康保険はどうなる?!」  
学習講演会:参加費・資料代として

2017年6月4日

三重県社会保障推進協議会  
津市柳山津興1535-23  
TEL059-225-8845 FAX059-253-3126



合計金額

8276

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費 資料作成費・ <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費・その他経費
	(該当科目に丸をつけてください)

領収書等添付

No. 013797

**領 収 証**

週刊教育資料  
EDUCATIONAL PUBLIC OPINION

日本共産党三原淳子様

金額	¥10,692-
----	----------

但し購読料 29/4月～29/6月として  
平成 29年 4月 20日 (コンビニエンスストア払)

上記の金額正に領収致しました

株式会社 教育論社

東京都港区虎ノ門一番8号  
〒105-0001 電話 03(55)328

印 取  
紙 入

報 者 印

※上記発行先・金額の訂正は無効です。

週刊教育資料 購読料

合計金額	円
	10,692

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。

## 様式E (マニュアル様式)

## 政務活動費領収書等整理表

会派名：日本共産党

報告年度：29 年度

項目	調査研究費 ・ 研修費 ・ 広報費 ・ 広聴費 ・ 要請陳情活動費 ・ 会議費 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ <u>その他経費</u> (該当科目に丸をつけてください)
----	--

## 領収証書

(05070000) 議会事務局 議会事務局

〒 - 名張市鴻之台 1-1	
名張市議会 日本共産党 様	
通知書番号	6700021705-00-00
平成29年度	(款) 20 諸収入 (項) 04 雜入 (目) 03 議会雑入 (節) 01 議会雑入 (細節) 01 議会雑入 (説明) 01 タブレット端末通信使用料
一般	
科目通番	
14254	
金額	48,000円
但し：平成29年度議会タブレット端末通信使用料 (平成29年4月～平成30年3月)	
納期限	平成30年 3月31日
上記の金額を領収しました。	
名張市指定金融機関	
名張市収納代理金融機関	
領収日付印	
	

65000050030001



A 4 2 9 6 7 0 0 0 2 1 7 0 5 0 0 0 0 A

合計金額

48,000

円

※貼付する領収書等は、支出年月日、支出内容、金額、相手方が確認できるようにしてください。

※この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、科目を統一してください。